

(利用許可の申請)

第1条 京都市地域体育館条例（以下「条例」という。）第5条の規定により利用の許可を受けようとするものは、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、付属設備のうち有料ロッカー又は温水シャワー設備を利用しようとする者が、第4条第3項本文の規定によりその利用に係る料金を支払ったときは、利用の許可の申請があったものとみなす。

(受付期間)

第2条 前条第1項の規定による申請は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の前月の初日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、受付を開始する日を変更することができる。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、第1条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

2 付属設備のうち有料ロッカー及び温水シャワー設備については、次条第3項本文の規定によりその利用に係る料金を支払ったときに、利用の許可があったものとみなす。

(利用料金)

第4条 条例別表第2に掲げる体育室の部分利用に係る料金の上限額は、別表第1のとおりとする。

2 条例別表第2に掲げる付属設備の利用に係る料金の上限額は、別表第2のとおりとする。

3 付属設備のうち有料ロッカー及び温水シャワー設備の利用に係る料金は、当該有料ロッカー又は温水シャワー設備を利用する際に、硬貨投入口に投入して支払わなければならない。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、別に定める方法により支払わせることができる。

(利用料金の還付)

第5条 条例第8条ただし書の規定により地域体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理上の都合により利用の許可を取り消した場合 全額

(2) 災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合 2分の1に相当する額

(3) 利用日の7日前までに利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合(利用日の属する月の前月の初日前に第1条第1項の規定による申請をした場合を除く。) 全額

(利用料金の減免)

第6条 条例第9条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(特別の設備)

第7条 条例第10条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を指定管理者に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この規則は、平成5年8月4日から施行する。

附 則 (平成6年8月23日規則第45号)

この規則は、平成6年8月25日から施行する。

附 則 (平成9年3月21日規則第103号)

この規則は、平成9年3月24日から施行する。

附 則 (平成10年10月15日規則第64号)

この規則は、平成10年10月26日から施行する。

附 則 (平成13年3月1日規則第98号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第155号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月28日規則第155号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第155号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成25年4月8日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
（適用区分）
- 3 この規則による改正後の京都市地域体育館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第224号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この規則による改正後の京都市地域体育館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月6日規則第41号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第124号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 この規則による改正後の京都市地域体育館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による体育室の部分利用に係る料金及び付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の

利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年7月8日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の京都市地域体育館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による体育室の部分利用に係る料金及び附属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

区分	単位	利用料金	
		ア	イ
2分の1面を利用する場合	1時間	円 1,410	円 1,240
4分の1面を利用する場合		780	610

備考 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。

別表第2（第4条関係）

区分	単位	利用料金
補助いす	1脚につき1回	円 100
長机		210
有料ロッカー	1個1回につき1日	100
温水シャワー設備	1個につき1回	100
放送設備	1式につき1時間	610
卓球台		210

ニュースポーツ用具			210
支柱及びネット	バドミントン用	1組につき1時間	210
	バレーボール用		430
	テニス用		650
バスケットボール用ゴール		1台につき1時間	320

備考1 「ニュースポーツ用具」とは、ラージボール卓球、バウンドテニス、ソフトバレーボール及びインディアカの用具をいう。

2 京都市左京地域体育館、京都市中京地域体育館、京都市吉祥院地域体育館、京都市久世地域体育館、京都市伏見東部地域体育館及び京都市伏見北部地域体育館に係る附属設備の利用料金の上限額は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。